

厚生労働省国民保護計画

平成17年10月28日

(改正: 平成19年1月9日)

(改正: 平成19年10月5日)

厚生労働省国民保護計画

総論

第1章 実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

第2節 平素における措置

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

第2節 住民の避難

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

第3節 医療の提供等

第4節 保健・衛生に係る対策

第5節 福祉に係る対策

第6節 安否情報の収集・提供

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

第2節 武力攻撃原子力災害への対処

第3節 NBC攻撃による災害への対処

第4節 保健衛生の確保その他の措置

第5節 労働災害防止

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節 情報の収集・提供

第2節 通信の確保

第3節 海外からの支援の受入れ

第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

第2節 生活基盤等の確保

第3節 応急の復旧

第4節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第8章 緊急対処事態への対処

総論

1 この計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第18条第2項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、国民の保護に関し講すべき措置、実施体制等を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 計画の適切な見直し

- 厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第1章 実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1 厚生労働省国民保護連絡会議の設置

- 厚生労働省の所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常設の連絡調整組織として、総括審議官を長とする厚生労働省国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 連絡会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し厚生労働省内における必要な連絡調整を行う。
 - ・ 緊急時のための連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
 - ・ 都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
 - ・ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
 - ・ この計画の見直し
 - ・ 平素における関係機関との連携
 - ・ その他必要な事項
- 連絡会議の事務局は、社会・援護局総務課において行う。
- 前項に定めるもののほか、連絡会議の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

2 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保险事務局における体制の整備

（1）地方厚生局における連絡体制の整備

- 地方厚生局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。
なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。

(2) 都道府県労働局における連絡体制の整備

- 都道府県労働局総務部総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局並びに労働基準監督署及び公共職業安定所への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。

(3) 地方社会保険事務局における連絡体制の整備

- 地方社会保険事務局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、社会保険庁本庁及び管下社会保険事務所への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。また、社会保険事務所においても、所属する地方社会保険事務局への連絡責任者の指定等連絡体制の整備のための措置を講ずること。

3 本省における連絡体制及び参集体制の整備

(1) 体制の整備

- 連絡会議の構成員は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。
- 連絡会議の構成員及び第1章第3節1（1）に定める省対策本部の構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平素から、厚生労働省本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）災害医療センターへのルートを確認しておく。
- 人事異動により、連絡会議の構成員及び第1章第3節1（1）に定める省対策本部の構成員等が変更になる場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、変更になる旨を連絡会議事務局に報告する。

(2) 職員の参集

- 技術総括審議官は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。
- 武力攻撃事態等に至った場合には、連絡会議の構成員は、第1章第1節1で定める連絡網に従い、武力攻撃事態等に係る情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。
- 厚生労働省関係部局は、武力攻撃事態等に係る情報を得た場合は、直ちに連絡会議事務局に報告するとともに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始する。
- 厚生労働省関係部局は、関係都道府県・市町村からの情報に限らず、マスコミ情報、武力攻撃事態等に係る地域の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局に報告する。
- 連絡会議事務局は、必要に応じて連絡会議を開催し、関係部局相互の連携強

化を図る。

- 連絡会議事務局は、厚生労働省関係部局から収集した情報を取りまとめ、官邸、関係省庁等に報告するものとする。

4 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備

(1) 地方厚生局における連絡体制及び参集体制の整備

- 地方厚生局総務課に、本省との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。
- 本省における地方厚生局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室が行うが、地方厚生局に対する個別具体的な指示等については、本省関係部局が直接行うものとする。
- 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、連絡会議事務局（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する地方厚生局に連絡する。
- 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方厚生局に対する指示等を行った場合には、厚生労働省関係部局にその旨を伝達する。
- 厚生労働省関係部局は、地方厚生局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方厚生局に対する指示等を行った場合には、大臣官房地方課地方厚生局管理室にその旨を伝達する。

(2) 都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備

- 都道府県労働局総務部総務課に、本省並びに管下労働基準監督署及び公共職業安定所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。
- 本省における都道府県労働局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）厚生労働省大臣官房地方課が行うが、都道府県労働局に対する個別具体的な指示等については、本省関係部局が直接行うものとする。
- 厚生労働省大臣官房地方課は、連絡会議事務局（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する都道府県労働局に連絡する。
- 厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局から現地の状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、厚生労働省関係部局にその旨を伝達する。
- 厚生労働省関係部局は、都道府県労働局から現地の状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、大臣官房地方課にその旨を伝達する。

(3) 地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備

- 地方社会保険事務局総務課に、社会保険庁本庁及び管下社会保険事務所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。

- 本庁における地方社会保険事務局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）社会保険庁総務部総務課が行うが、地方社会保険事務局に対する個別具体的な指示等については、本庁関係各課が直接行うものとする。
- 社会保険庁総務部総務課は、連絡会議事務局（第1章第3節1（1）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する地方社会保険事務局に連絡する。
- 社会保険庁総務部総務課は、地方社会保険事務局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方社会保険事務局に対する指示等を行った場合には、本庁関係各課にその旨を伝達する。
- 本庁関係各課は、地方社会保険事務局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方社会保険事務局に対する指示等を行った場合には、社会保険庁総務部総務課にその旨を伝達する。

5 国民の保護のための措置の実施機能等の確保

- (1) 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、本省が国民の保護のための中核機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。
 - ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。
 - ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

(2) 行政機能の維持・確保のための体制整備

- 厚生労働省各部局においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最低限に止めるため、武力攻撃事態等における職員の出勤及び配置の基準・業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。
- 情報処理システム等の運用を所管する部局においては、武力攻撃事態等に対する情報処理システム等の保護、復旧、運用の確保等の観点から、常に研究、見直しを行い、システム更改時において必要な措置を講ずるとともに、武力攻撃事態等における各種情報処理システム等の停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておくものとする。

6 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

- 連絡会議は、連絡会議の構成員及び第1章第3節1（1）に定める省対策本部の構成員等に対して、講習会の実施等を通じ、国民保護措置に関する必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。
 - ・ 国民保護法その他の関係法令の概要
 - ・ この計画及び所掌事務に係る国民保護措置実施マニュアルの概要
 - ・ 武力攻撃事態等における連絡網

第2節 平素における措置

1 避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

- 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁と連携し、対策本部長（第1章第3節1

(1)に定める対策本部の長をいう。以下同じ。)が行う避難措置の指示及び都道府県知事が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。

- 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。

2 医療に係る体制の整備

(1) 人工透析医療

○ 厚生労働省健康局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

(2) 難病患者等の医療

○ 厚生労働省健康局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者(以下「難病患者等」という。)に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 保健・衛生に係る体制の整備

(1) 地域における健康危機管理体制の整備

- 厚生労働省関係部局は、厚生労働省と都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所等の広域的な連携及び応援体制の整備の推進に努める。
- 厚生労働省関係部局は、都道府県に対して、保健所が地域における健康危機管理体制の拠点として、また、地方衛生研究所がその技術的・専門的支援機関としての体制整備が図れるように支援する。
- 厚生労働省関係部局は、都道府県が交代要員その他の職員の配置を図り、24時間即応可能な体制を確保することに関し、平素から助言を行うものとする。

(2) 災害対策に有用な健康危機管理情報のデータベース化

○ 厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムにおいて災害対策に有用な情報のデータベース化を行い、当該システムの保護、復旧、運用の確保のため必要な措置を講ずる。

4 水道施設に係る組織・体制の整備

- 厚生労働省健康局は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。
 - ・ 都道府県及び水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。)

以下同じ。)と協力し、武力攻撃災害時における広域的な情報収集及び連絡体制を整備するとともに、生活関連等施設等の重要な施設の情報についてデータベース化を図ること。また、当該データベースについてオンライン化を図ること。

- ・ 応急給水及び応急給水活動に係る行動指針を作成すること。
 - ・ 水道事業者等が行う応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄の状況を定期的に把握すること。
 - ・ 応急給水及び応急復旧に必要な資機材が水道事業者等の間で共用できるよう、仕様・規格の統一化等に努めること。
- 厚生労働省健康局は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

5 訓練及び備蓄等

(1) 訓練

- 厚生労働省は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関と連携の上、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど、実践的なものとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。
- 厚生労働省は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等を実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

(2) 備蓄

- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局、医薬食品局及び社会・援護局）は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局、医薬食品局及び社会・援護局）は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局、医薬食品局及び社会・援護局）は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制

を整備するものとする。

- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局）は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局、医薬食品局及び社会・援護局）は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- 厚生労働省関係部局は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(3) 地方公共団体相互の連携体制の整備

- 厚生労働省は、広域にわたる避難、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、地方公共団体相互の広域的な連携体制の整備の推進に努めるものとする。

(4) その他

- 厚生労働省（医政局及び社会・援護局）は、国立病院機構及び日本赤十字社がそれぞれの国民保護業務計画を策定するに当たっては、国立病院機構又は日本赤十字社からの要望に基づき、必要な助言を行うものとする。

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 体制の整備

(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置

- 厚生労働大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。省対策本部は次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
 - ・ 厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
 - ・ 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
 - ・ その他国民保護措置の実施に関し必要な業務
- 本省を含む地域について武力攻撃事態等であると認定されるなど、省対策本部を本省に設置することにより国民保護措置を推進することが困難であると

認められる場合には、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、立川広域防災基地（東京都立川市）内の国立病院機構災害医療センターに省対策本部を設置することについて、国立病院機構に対して協力要請を行う。

- 対策本部長から厚生労働大臣に対して、対策本部が設置された旨の連絡があった場合には、厚生労働省医政局は国立病院機構に対して、社会・援護局は日本赤十字社に対して、直ちに通知する。
- 省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に省対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。
- 省対策本部の事務局は、社会・援護局総務課において行う。
- 前項に定めるもののほか、省対策本部の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(2) 職務代理

- 大臣が指揮がとれないときは、副大臣が省対策本部の長の職務を代行する。
副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長、総括審議官、社会・援護局長の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

2 職員の派遣

- 厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。
 - ・ 保健医療関係情報収集のための職員
 - ・ 救援行政の担当職員
 - ・ 水道行政の担当職員
 - ・ その他国民保護措置に必要な職員
- 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに厚生労働大臣が指名する職員を派遣するものとする。
- 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第152条第1項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

3 厚生労働省現地対策本部の設置

- 被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び国民保護措置の的確な遂行に支障が生ずるおそれがある場合その他国民保護措置について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省現地対策本部を設置する。
- 厚生労働省現地対策本部は、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における事務執行状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、省対策本部への情報伝達等を行う。

4 都道府県労働局国民保護対策本部の設置

- 都道府県労働局長は、その管轄区域内で武力攻撃事態等が発生した場合において、国民の保護のため必要があると認めるときは、都道府県労働局国民保護対策本部を設置する。
- 都道府県労働局国民保護対策本部の組織その他の必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課及び関係部局の長が定める。

5 地方社会保険事務局国民保護対策本部の設置

- 地方社会保険事務局長は、その管轄区域内で武力攻撃事態等が発生した場合において、国民の保護のため必要があると認めるときは、地方社会保険事務局国民保護対策本部を設置する。
- 地方社会保険事務局国民保護対策本部の組織その他の必要な事項は、社会保険庁総務部総務課が定める。

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 基本人権の尊重

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用等の実施に当たって、地方公共団体が国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行われるよう厚生労働省は必要な助言を行うものとする。

② 国民の権利利益の迅速な救済

- 厚生労働省社会・援護局総務課は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てその他の国民の権利利益の救済に係る手続について、国民からの申請を受け付けた後、厚生労働省関係部局に回付するものとする。当該申請の回付を受けた関係部局においては、当該申請を迅速に処理するよう努めるものとする。
- 厚生労働省関係部局は、これらの手続に関連する文書を、厚生労働省文書管理規程等に基づき、同規程で定められている期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確實に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。

③ 国民に対する情報提供

- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置